電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第 23-1 小委員会
事務局	一般社団法人　日本配線システム工業会 （原案作成：日本規格協会）

＜規格情報＞

規格番号（発行年）	JIS C 8283-1（2019）
対応国際規格番号（版）	IEC 60320-1（第 3 版(2015)）
規格タイトル	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第 1 部：一般要求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品名	差込プラグ、コードコネクターボディ、器具用差込みプラグ
廃止する基準及び有効期間	J60320-2-2（H21）、有効期間 3 年間 （J60320-1（H26）は現行個別規格の廃止まで有効）

＜審議中に問題となったこと＞

審議中に問題になった主な事項は、次のとおり。

a) 規格群の構成について　IEC 60320 規格群は IEC/SC23G において，対応国際規格である IEC 60320-1 の中に，機器用相互接続カプラを規定する IEC 60320-2-2 を取り込むとともに，“一般要求事項”及び“スタンダードシート及びゲージ”をそれぞれ IEC 60320-1 と IEC 60320-3 とに分割し，IEC 60320-2-2 を廃止する作業が行われた。この IEC 60320 規格群の改正に対して，JIS C 8283 規格群の構成を検討し，IEC 規格と同様に JIS C 8283-1 の改正，JIS C 8283-3 の制定及び JIS C 8282-2-2 の廃止を行うことにした。これによって，この規格は次の改正を行った。

- JIS C 8283-2-2 に規定する機器用相互接続カプラに対する要求事項の追加
- 標準化された機器用カプラのスタンダードシート及びゲージの削除

b) 用語の使い分け　旧規格では，対応国際規格の“pin”及び“contact”に関する用語として，“ピン”，“コンタクト”，“極”，“接点”などが混在していた。対応国際規格では，基本的に栓刃を“pin”及び刃受け金具を“contact”として使い分けられているため，対応国際規格に合わせて，“ピン”と“コンタクト”とを使い分けることを基本とした。ただし，対応国際規格の“contact”が“ピン及びコンタクト”の両方を指すケースや，“earthing contact/earthing pin”と JIS では直訳しにくい表現がされていたため，これらの場合は，“極（コンタクト又はピン）”とした。

c) コード非交換形のコネクタ及びプラグコネクタのコード（22.1）　機器用カプラに接続するコードのタイプについて審議した結果，コネクタに関しては，電源コードセットとして組み合わせるプラグが我が国の基準に適合したものとなるため，旧規格を踏襲し，国際規格に準拠したコードのタイプ以外であっても，旧規格で許容していたコードを接続してもよいこととした。プラグコネクタに関しては，コードセットに取り付けられる機器用カプラの形状が海外と共通であるため，JIS C 8283-2-2 の旧規格の規定内容を踏襲し，国際規格に準拠したコードのタイプだけとした。

d) コードのタイプ及び最小公称断面積（表 9）　表 9 において，対応国際規格では 2.5 A 定格のクラ

スII機器用カプラに対し，コードの長さが2 m以下の場合は公称断面積を0.5 mm² とすることができる緩和事項が規定されているが，次の理由からこの緩和事項を削除することとした。

1) 2.5 A定格のカプラは，13.9でコードセットの形態に限定しているため，JIS C 8286（電気アクセサリー電源コードセット及び相互接続コードセット）の規定に合わせることが妥当である。なお，JIS C 8286は直接的には電安法の解釈別表第十二に引用されていないが，解釈別表第十二に引用される製品規格でJIS C 8286を引用する動きがある。

2) 我が国の在来設備に接続されることが考えられ，我が国では保護協調の観点から，緩和事項を適用するためには，プラグに保護装置を追加する必要があり，実効性に乏しい規定となってしまうため，削除することが妥当である。

e) **最小空間距離**（26.2.2）　対応国際規格では，付加絶縁に対する空間距離の規定が明確になっていないため，基礎絶縁と同じ規定値を適用することを明確にした。また，表の項目として“rated impulse withstand voltage”と記載されているが，JIS C 60664-1の用語に合わせて“インパルス耐電圧”と記載することとした。

f) **耐トラッキング性及び保証トラッキング試験**（27.2）　対応国際規格ではIEC 60112の引用に当たって，耐トラッキング性に関する判定基準が削除されていたため，旧規格の判定基準を踏襲したデビエーションを追加することとした。

＜主な国際規格との差異の概要とその理由＞

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概　要	理　由
	特になし	

＜主な改正点＞

主な改正点は、次のとおり。

a) **用語及び定義**（箇条3）　次の用語について，説明の追記及び見直しをした。

1) 用語“アクセサリ”の説明について見直し，“機器用カプラそのものに限らず，コードを取り付けた状態のものを含む。”とした。

2) “相互接続カプラ”が“機器用カプラ”の種類の一つとして取り扱われることになった。それに伴い，3.1（機器用カプラ）に，**図 1**（機器用カプラの用い方）を規定しているが，“機器用カプラ”が，図のどの部分まで含むかを明確にするため，注記を追加した。

b) **一般事項**（5.1）　一連の試験項目に対する試料の数及び試験の順序について，**附属書 C** として追加した。

c) **絶縁抵抗**（15.2）　最小絶縁抵抗値は，試験する絶縁の種類に応じ，絶縁抵抗値を2～7 MΩとした。

d) **耐電圧**（15.3）　耐電圧は，定格電圧及び試験する絶縁の種類に応じ，試験電圧を500～3 000 Vとした。

e) **最大引抜力の確認**（16.2）　16.1の趣旨から読み取ることもできるが，16.3に記載するようなおも

りの総質量に関する情報がなかったため，注記として記載した。

f) **定格電流に応じた試験条件**（箇条 19，箇条 20，箇条 21 及び 23.6）　試験条件を定格電流に応じて整理し，記載した。

g) **横方向による引張試験**（23.3）　引張試験装置の例に加えて，引張力を加える方向を図に示した。

h) **最小沿面距離**（26.3.2）　最小沿面距離は JIS C 60664-1 の**表 F.4** に基づく値とした。ただし，対応国際規格では，汚損度 2 の材料グループ I で電圧実効値 100 V の場合，最小沿面距離を“0.74”（mm）と記載しているが，JIS C 60664-1 の**表 F.4** では“0.71”（mm）であり，対応国際規格の誤記と考えられるため，“0.71”（mm）に修正した。

i) **耐腐食性**（箇条 28）　旧規格では，環境保護上禁止されている“トリクロロエタンなど”を“石油エーテルのような冷たい化学脱脂剤”とデビエーションとして規定していたが，対応国際規格が改正され“トリクロロエタン”の記載が削除されたため，対応国際規格のとおりとし，デビエーションを削除した。また，代替の試験方法を追加した。

j) **定格電流 15 A 及び 20 A のカプラに対する試験条件**（箇条 16，23.3 及び 23.6）　6.2 で追加した定格電圧 125 V の場合の標準定格電流（15 A 及び 20 A）の機器用カプラに対する試験条件が不明確であったため，その条件を明確にした。

k) **規定内容の削除**　対応国際規格の改正に合わせて，旧規格の 23.4，23.8，24.1.1，24.1.3，25.2 及び 25.8 に規定していた内容を，削除した。

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4　一般要求事項 機器用カプラは，通常の使用状態において十分な性能をもち，使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し，組み立てなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条6 6.1 6.2 箇条9 箇条12 箇条13	箇条6　定格 6.1　最大許容定格電圧は，250 V とする。また，標準定格電圧は，125 V 又は 250 V とする。 6.2　最大許容定格電流は，20 A とする。 機器用カプラの標準定格電流は，定格が 250 V の場合は，0.2 A，2.5 A，6 A，10 A 又は 16 A とし，定格が 125 V の場合は，15 A（コネクタだけ）又は 20 A（コネクタ及び機器用インレット）とする。 箇条9　寸法及び適合性（全細分箇条を含む） 機器用カプラの適切なかん合性の要求を規定している。 箇条12　端子及び終端（全細分箇条を含む） 機器用カプラの端子予備終端に対し、形状等を規定している。 箇条13　構造（13.8 及び 13.10 を除き、全細分箇条を含む） 機器用カプラの構造及び材質を規定している。 箇条 16　コネクタ及び機器用アウトレットの挿入及び引	

				箇条 16 16.1 箇条 17 箇条 19 箇条 20 箇条 22 22.1	抜きに必要な力 16.1　機器用カプラは，コネクタ及び機器用アウトレットの挿入及び引抜きが容易で，かつ，通常の使用においてコネクタ及び機器用アウトレットが機器用インレット及びプラグコネクタから抜け落ちるのを防止する構造でなければならない。 箇条 17　コンタクトの動作 機器用カプラのコンタクトとピンとは，すべりの動作を伴う接続で行わなければならない。コネクタ及び機器用アウトレットのコンタクトは，十分な接触圧をもち，通常の使用状態で劣化するおそれがあってはならない。 箇条 19　開閉性能 機器用カプラは，十分な開閉性能をもたなければならない。 箇条 20　通常操作 機器用カプラは，通常の使用状態において起こり得る機械的，電気的及び熱的応力に対し，過度な摩耗などの有害な影響を受けることなく，これに耐えるものでなければならない。 箇条 22　コード及びその接続 22.1　コード非交換形のコネクタ及びプラグのコネクタは，表 9 に規定するコード又はそれと同等のコードを備えなければならない。 箇条 25　ねじ，通電部及び接続部（25.4 を除き、全細分箇条を含む）	

				箇条 25	ねじ、通電部及び接続部に対し、電気的及び機械的接続の確保を規定している。	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 9 9.2 9.3 箇条 11 箇条 13 13.1	箇条 9　寸法及び適合性 9.2　コネクタと機器用インレットとの間，又は機器用アウトレットとプラグコネクタとの間の単極接続は，可能であってはならない。 9.3　適合性 機器用インレット，プラグコネクタ，機器用アウトレットとの危険なかん合があってはならない旨を規定している。 箇条 11　接地の装備 保護接地極（コンタクト又はピン）をもつ機器用カプラは，保護接地極を最初に接続し，他の極よりも後に保護接地極を開放する構造でなければならない。 箇条13　構造 13.1　機器用カプラは，機器用インレット又はプラグコネクタの接地ピンとコネクタ又は機器用アウトレットの通電コンタクトとの間で，偶然に接触するおそれがないように設計しなければならない。	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条 8	箇条 8　表示（全細分箇条を含む） 表示すべき内容を規定している。	
第四条	供用期間中における安全機能の	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 13 13.7	箇条 13　構造 13.7　接地接続	

	維持				機器用カプラの金属部は，腐食によって電気的及び機械的特性に関する安全性を損なわないように設計しなければならない。 接地極と接地用端子との間の接続は，耐腐食性をもつ金属でなければならない。	
				箇条 17	箇条 17　コンタクトの動作 コネクタ及び機器用アウトレットのコンタクトは，十分な接触圧をもち，通常の使用状態で劣化するおそれがあってはならない。	
				箇条 20	箇条 20　通常操作 機器用カプラは，通常の使用状態において起こり得る機械的，電気的及び熱的応力に対し，過度な摩耗などの有害な影響を受けることなく，これに耐えるものでなければならない。	
				箇条 24	箇条 24　耐熱性及び耐劣化性	
				24.2	24.2　耐劣化性	
				24.2.1	24.2.1　エラストマ製又は熱可塑性の材料のコネクタ及びプラグコネクタは，劣化に対する十分な耐背をもたなければならない。	
				箇条 25	箇条 25　ねじ，通電部及び接続部	
				25.1	25.1　電気的接続部又は機械的接続部は，通常の使用状態において生じる機械的応力に耐えなければならない。	
				25.4	25.4　通電ピン，通電コンタクト，接地ピン及び設置コンタクトは，機器用カプラの中で発生する状態の下で，十分な機械的強度及び耐腐食性をもつ金属でできていなけれ	

				箇条26 26.1 26.4 箇条28	ばならない。 箇条26　空間距離，沿面距離及び個体絶縁 26.1　機器用カプラは，空間距離，沿面距離及び絶縁材料を通しての距離が，機器用カプラ及び相互接続カプラの寿命中に生じる環境的影響の下において，電気的，機械的及び熱的応力に耐えるのに十分な構造でなければならない。 26.4　固体絶縁は，機器用カプラの寿命中に生じる電気的，機械的，熱的及び環境的影響に耐えられなければならない。 箇条28　耐腐食性 鉄製の部分は，さびに対して適切に保護しなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条14	箇条14　耐湿性 機器用カプラは，通常の使用状態における湿気に耐えなければならない。 機器用カプラを，通常の使用状態で液体がこぼれるおそれのある機器に用いる場合，機器は，耐水保護性能をもたなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.1	箇条7　機器用カプラの分類 7.1　対応する機器用インレットのピンのベース又は機器用アウトレットのコンタクトのベースでの最高温度のタイプは，次のとおり分類する。 a)　低温用の機器用カプラ：70 ℃以下 b)　高温用の機器用カプラ：120 ℃以下 c)　超高温用の機器用カプラ：155 ℃以下	

				箇条 18 箇条 24 24.1 24.2.1 箇条 25 25.4 箇条 26 26.1 26.4	箇条 18　高温用及び超高温用機器用カプラの耐熱性（全細分箇条を含む） 7.1 によって分類した高温用及び超高温用の機器用カプラは，機器から発生する熱に十分耐えなければならない。 箇条 24　耐熱性及び耐劣化性（全細分箇条を含む） 24.1　機器用カプラは，十分な耐熱性をもたなければならない。 24.2.1　エラストマ性又は熱可塑性の材料のコネクタ及びプラグコネクタは，劣化に対する十分な耐性をもたなければならない。 箇条 25　ねじ，通電部及び接続部 25.4　通電ピン，通電コンタクト，接地ピン及び接地コンタクトは，機器用カプラの中で発生する状態の下で，十分な機械的強度及び耐腐食性をもつ金属でできていなければならない。 箇条 26　空間距離，沿面距離及び個体絶縁 26.1　機器用カプラは，空間距離，沿面距離及び絶縁材料を通しての距離が，機器用カプラ及び相互接続カプラの寿命中に生じる環境的影響の下において，電気的，機械的及び熱的応力に耐えるのに十分な構造でなければならない。 26.4　固体絶縁は，機器用カプラの寿命中に生じる電気的，機械的，熱的及び環境的影響に耐えられなければならない。 箇条 27　絶縁材料の耐熱性，耐火性及び耐トラッキング性	

				箇条27 27.1 27.2	27.1　電気的作用による熱ストレスを受けるおそれのある絶縁材料製の部分又は安全性を損ねる劣化が起こる可能性がある部分は，アクセサリの内部で発生する熱及び炎によって，著しい影響を受けてはならない。 27.2　高温用及び超高温用の機器用カプラの充電部を保持する又はそれに接触する絶縁部は，耐トラッキング性材料のものでなければならない。	
第七条 第1項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条10 箇条13 13.1 13.3 13.6.2 13.8	箇条10　感電に対する保護（全細分箇条を含む） 感電に対する保護要求が規定されている。 箇条13　構造 13.1　機器用カプラは，機器用インレット又はプラグコネクタの接地ピンとコネクタ又は機器用アウトレットの通電コンタクトとの間で，偶然に接触するおそれがないように設計しなければならない。 13.3　充電部をカバーする部分は、緩むことがないように固定しなければならない。 13.6.2　コード交換形のコネクタ及びプラグコネクタの外郭は，端子，及びコードの少なくともシースを取り除く箇所までを完全に囲まなければならない。 コード交換形コネクタは，端子は囲われるがコンタクトに触れられるような組立て方ができてはならない。 感電に対する保護を備えた部分は，組立てねじなどの部分的な緩みによって，分離してはならない。 13.8　端子及び終端の構成（全細分箇条を含む）	

				13.8.1	13.8.1　コード交換形アクセサリの端子及びコード非交換形アクセサリの終端は，アクセサリ内の導体の外れた素線によって感電の危険が生じないように配置又は遮蔽しなければならない。	
第七条 第2項	感電に対する保護	二　接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条11	箇条11　接地の装備 機器用カプラは，保護接地極を最初に接続し，他の極よりも後に保護接地極を開放する構造でなければならない。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条15 箇条26	箇条15　絶縁抵抗及び耐電圧（全細分箇条を含む） 機器用カプラは，適切な絶縁抵抗及び耐電圧をもたなければならない。 箇条 26　空間距離，沿面距離及び個体絶縁（全細分箇条を含む） 機器用カプラは，空間距離，沿面距離及び絶縁材料をとおしての距離が，機器用カプラ及び相互接続カプラの寿命中に生じる環境的影響の下において，電気的，機械的及び熱的応力に耐えるのに十分な構造でなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条18 箇条27	箇条 18　高温用及び超高温用機器用カプラの耐熱性（全細分箇条を含む） 7.1 によって分類した高温用及び超高温用の機器用カプラは，機器から発生する熱に十分耐えなければならない。 高温用及び超高温用のコネクタ及びプラグコネクタは，絶縁材料が過度に加熱することのないような構造でなければならない。 箇条 27　絶縁材料の耐熱性，耐火性及び耐トラッキング性	

				27.1	27.1 耐熱性及び耐火性（全細分箇条を含む） 電気的作用による熱ストレスを受けるおそれのある絶縁材料製の部分又は安全性を損ねる劣化が起こる可能性がある部分は，アクセサリの内部で発生する熱及び炎によって，著しい影響を受けてはならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 21	箇条 21　温度上昇 端子又は終端及びコンタクトの温度上昇は，45 K を超えてはならない。	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 25 25.1	箇条 25　ねじ，通電部及び接続部 25.1　電気的接続部又は機械的接続部は，通常の使用状態において生じる機械的応力に耐えなければならない。	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	２　電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 13 13.4.2 箇条 22 22.2 22.3	箇条 13　構造 13.4.2　機器用インレット及びプラグコネクタのピンは，確実に固定し，十分な機械的強度をもたなければならない。 箇条 22　コード及びその接続 22.2　コード止め コネクタ及びプラグコネクタは，導体を端子又は終端に接続する箇所で，ねじれを含む張力が加わらないように，また，外側の被覆を摩耗から保護するために，コード止めを備えていなければならない。 22.3　屈曲試験 コネクタ及びプラグコネクタは，コードがコネクタ及びプ	

				箇条23 箇条25 25.1 25.4	ラグコネクタに入る部分で過度に曲がらないように設計しなければならない。 箇条23　機械的強度（全細分箇条を含む） 機器用カプラは，十分な機械的強度をもたなければならない。 箇条25　ねじ，通電部及び接続部 25.1　電気的接続部又は機械的接続部は，通常の使用状態において生じる機械的応力に耐えなければならない。 25.4　通電ピン，通電コンタクト，接地ピン及び接地コンタクトは，機器用カプラの中で発生する状態の下で，十分な機械的強度及び耐腐食性をもつ金属でできていなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条4 箇条20	箇条4　機器用カプラは，通常の使用状態において十分な性能をもち，使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し，組み立てなければならない。 箇条20　通常動作 試験後，資料は，次の事項があってはならない。 －　充填物の流出	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	□該当 ■非該当	箇条29 29.2	箇条29　電磁両立性（EMC）要求事項 29.2　エミッション－電子部品を内蔵していないアクセサリ これらのアクセサリは，電磁妨害を発生しない。したがって，エミッション試験は必要としない。	電子回路をもたないことから、一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波を発生しない

						ため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4　機器用カプラは，通常の使用状態において十分な性能をもち，使用者及び周囲に危険を及ぼすことのないように設計し，組み立てなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	一般的に，通電状態において常に動作しており，始動・停止の機能刃ないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	同上
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定	■該当 □非該当	箇条13 13.9	箇条13　構造 13.9　接地極（コンタクト又はピン）なしのコネクタ及びプラグコネクタ，並びに接地極付で定格が2.5 A のコネク	

		するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。		箇条22	タ及びプラグコネクタは，コードセット又は相互接続コードセットの形態をとらなければならない。 箇条22　コード及びその接続 コード非交換形のコネクタ及びプラグコネクタは，表9に規定するコード又はそれと同等のコードを備えなければならない。 コード非交換形のコネクタ及びプラグコネクタは，コネクタ及びプラグコネクタのタイプに従って表 9 に規定するコードのタイプ以上のコードを備え，かつ，コードは表9に規定する公称断面積以上のものでなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	□該当 ■非該当	箇条29 29.1	箇条29　電磁両立性（EMC）要求事項 29.1　イミュニティー電子部品を内蔵していないアクセサリ これらのアクセサリは，通常，電磁妨害に影響されないため，イミュニティ試験は要求しない。	電子回路をもたないことから、一般的に、電磁的妨害による誤作動はないため、非該当が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	電子回路をもたないことから、一般的に、雑音は発生しないため、非該当が妥当と考える。

第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	箇条8 8.5 8.7	箇条8　表示 8.5　8.1 に規定するコネクタ及びプラグコネクタの表示は，コネクタ及びプラグコネクタを結線するとき及び使用可能な状態において，容易に識別できなければならない。 8.7　この規格に規定する表示は，読みやすく，かつ，容易に消えてはならない。	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三 第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品安全表示制度の対象機器に該当しないため、非該当が妥当と考える。
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	二　電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間	□該当 ■非該当	－	－	同上

		(ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	同上
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	同上